

# 公的資金補償金免除繰上償還に伴う 財政健全化計画等を公表します

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画及び  
公営企業経営健全化計画が、昨年12月に財務大臣、総務大臣から承認されました。

## \*公的資金補償金免除繰上償還とは…

地方財政の健全化による将来的な国民負担を軽減するため、行政改革を行う地方公共団体、地方公営企業を対象に、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、国など公的機関（旧資金運用部資金若しくは旧簡易生命保険資金または公営企業金融公庫資金）の貸付のうち、金利5%以上のものの一部について、市町村の財政状況などに応じ補償金免除の繰上償還が認められるものです。その条件として、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画または公営企業経営健全化計画を策定し、国において承認されることとなっています。

津久見市では、右記のとおり金利5%以上の地方債を低金利の地方債に借り換える予定をしていますが、仮に金利2.0%の地方債に借り換えた場合の金利差による効果額見込は、総額4億5180万円となります。

◆財政健全化計画・公営企業経営健全化計画につきましては、市役所総務課において閲覧できます。  
また、本市HPにも掲載しております。

●公的資金補償免除繰上償還一覧表 (単位:百万円)

No.	繰上償還年度	件数	繰上償還額	償還予定額	効果見込額
1	H19	1	4.9		0.3
2	H20	8	20.3	20.1	1.0
3	H21	4	29.7	29.5	3.3
一般会計合計		13	54.9	49.6	4.6
4	H19	8	385.0	384.6	88.0
5	H20	4	580.4	580.2	187.1
6	H21	7	779.5	779.3	170.1
公共下水道事業特別会計合計		19	1,744.9	1,744.1	445.2
7	H19	2	21.0		2.0
上水道事業会計合計		2	21.0		2.0
総合計		34	1,820.8	1,793.7	451.8

\*償還年限は、原則として既往債の償還残存年数とし、銀行等民間資金を借入れる場合は上限を10年としています。

◎問い合わせ先／総務課 ☎82-4115

## 平成20年5月から 住民票・戸籍などの請求時に本人確認を行います

近年、第三者が本人になりすまして虚偽の届出をしたり、各種証明書を不正に受取り、悪用する事件が全国的に発生しております。

平成20年5月より、住民基本台帳法ならびに戸籍法の改正等に伴い、住民票や戸籍等の証明請求の際に、本人確認が義務付けられることとなります。

### 確認方法

- ・運転免許証、写真付き住基カード等の国又は地方公共団体の機関が発行した写真付きの資格証明書等
- ・写真の無い書類（健康保険証、年金手帳、写真の無い住基カード等）や公的機関以外の身分証明書等しかない場合は複数組合せ
- ・写真の無い書類を一つしか持っていない場合や、何も持っていない場合には、聴き取りをさせていただきます。（家族の氏名、生年月日など）

※代理人が窓口に来られる時は、代理人の方の本人確認を行います。

個人情報保護と不正請求抑止のため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎問い合わせ先／市民生活課 ☎82-9511